緊急通報装置レンタル事業の概要

【事業内容】

ひとり暮らしの高齢者などの家に、緊急通報装置を設置し、家庭での急病や災害等の緊急時に簡単に受信センターへ通報でき、通報を受けて迅速かつ適切な対応を行う事業です。緊急時や健康相談等に24時間対応し、利用者の日常生活上の不安を解消します。

【対象者】

居宅に固定電話が設置され、次のいずれかに該当する人

- (1)おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの人
- (2)おおむね 65 歳以上の寝たきりの人、またはこれに準ずると福祉事務所長が認めた人を含む 65 歳以上の人のみの世帯
- (3)ひとり暮らしの重度身体障害者等(年齢は問いません)
- (4)同居する者が就労・就学またはやむをえない事情により外出するため、昼間または夜間に上記の(1)~(3)のいずれかに該当する状態になる者で、次の(ア)または(イ)のどちらかに該当する者。
- (ア)上記の状態になる頻度が1週間のうち4日以上、かつ1日6時間程度の世帯。
- (イ)福祉事務所長が必要と認める世帯。

【利用条件】

・協力員の登録

緊急時に状況確認などを行う近隣の協力員 2 名の登録が必要です。 ただし、協力員を 2 名用意することが困難な場合は、第 2 次協力員は不要です。

・協力員の対象者(条件)

第1次協力員は、15分以内に駆けつけできる方(移動手段は問いません)

第2次協力員は、30分以内に駆けつけできる方(移動手段は問いません)

【利用料】

生活保護世帯 月額0円

生計中心者の前年の所得税額が非課税世帯 月額0円

上記以外の世帯 月額 627円

※ただし1月~6月の利用料は前々年の所得税により決定します。

【申請書類】

次の書類を福祉事務所高齢・障害福祉係に提出してください。

- (1)緊急通報装置レンタル申請書
- (2)緊急通報システム協力員承諾書
- (3)緊急通報システム承諾書
- (4)回線利用承諾書(NTT アナログ回線以外の電話回線を利用の方のみ)
- (5)同居者勤務状況等届出書(上記「対象者」(4)に該当する方のみ)

東大阪市緊急通報システム図

